

産後ケア事業のご案内

「お産と育児の疲れから体調がよくない」、「手伝ってくれる人がいなくて不安」、「授乳が上手くいかない」など、育児等の支援が必要な方を対象に、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して子育てができるように「産後ケア事業」を行っています。

利用できる方

名古屋市にお住まいの（住所のある）方で、①～④の理由等にすべて該当する産後原則4か月未満の母親及び乳児の方が対象です。（4か月～1歳未満もご相談を受けることができます。）

ただし、訪問型については本市実施の新生児・乳児訪問による保健師等の面談を受けられた方に限ります。

- ①入院を要しない程度の心身の不調がある方
- ②育児不安がある方
- ③家族等から十分な援助が受けられない方
- ④母子ともに感染症状のない方。医療行為が必要ない方

※母親のみの利用はご相談ください。

※妊娠中からご相談できます。

※①～④に当てはまるかわからない場合もお気軽にご相談ください。

利用申請には保健センター保健師による面談が必要です。お住まいの区の保健センターにご相談ください。

※要件に該当しない場合、利用をお断りする場合がありますので、ご了承ください。

※基本的に赤ちゃんと同室で過ごしていただきます。赤ちゃんの預かり希望でのご利用はできません。



産後ケアの内容

区分	利用時間	利用日数
宿泊型 病院や助産所にお泊りしてケア	1泊2日 (10時～翌16時)	宿泊型、通所型、訪問型の利用日数を合算して7日までとする。 ただし、訪問型は3日を限度とする。
通所型 病院や、助産所へ出かけ、日帰りのケア	1日 (10時～16時)	
訪問型 自宅に訪問してもらいケア	1日1回：90分程度 ※土曜、日曜、祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く。 (9時～17時の間)	

実施内容

- ・母親の健康管理や生活面の指導
- ・乳房ケアや授乳方法の指導
- ・沐浴指導・育児相談・発達や発育、体重や排泄の観察とアドバイス
- ・スキンケアなどの育児方法の指導 など



お申込み・お問い合わせ（利用までの流れ、利用料金の詳細）は裏面をご覧ください。

利用の流れ

1 相談、面談及び申込み

事前にお住まいの区の保健センターの保健師との面談が必要です。申し込みから決定までにお時間を要しますので余裕をもってお申込みください。

2 利用決定

事業者及び利用者負担額決定を行います。要件に該当しない場合、利用をお断りする場合があります。

3 サービスの利用

事業者から利用日までに連絡が入ります。準備する物品等を双方でご確認の上、利用日にサービスを利用をします。

利用料金

階層区分		利用料（1日あたり）		
		宿泊型	通所型	訪問型
I	生活保護を受給されている方、 市民税非課税の方	0円	0円	0円
II	Iの場合を除き母親及び配偶者の 合算所得が730万円未満の方	3,520円	2,360円	1,560円
III	Iの場合を除き母親及び配偶者の 合算所得が730万円以上の方	11,020円	7,270円	4,800円

※宿泊型においては1日あたりの利用料となります。
(例)宿泊型2泊3日利用で、利用者の階層区分がIIの場合
⇒ 1日あたり利用者負担額3,520円×3日＝10,560円

お問い合わせ先

利用に関する個別のご相談や利用の申請はお住まいの区の保健センター（子育て総合相談窓口）へご連絡ください。

子育て総合相談窓口			
千種	052-757-7033	熱田	052-679-3086
東	052-979-3588	中川	052-364-0065
北	052-910-6815	港	052-655-8745
西	052-529-7105	南	052-619-7086
中村	052-483-6811	守山	052-797-5220
中	052-269-7155	緑	052-899-6518
昭和	052-745-6030	名東	052-769-6288
瑞穂	052-837-3285	天白	052-847-5981

